

証券コード 6380
平成30年6月14日

株 主 各 位

石川県白山市宮永市町485番地
オリエンタルチエン工業株式会社
代表取締役社長 西 村 武

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月28日（木曜日）午後5時までに当社に到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県白山市宮永市町485番地
当本社会議室

3. 目的事項

報告事項 第99期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ocm.co.jp/koukoku.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府の継続的な経済政策の効果もあり、企業の設備投資や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したとみられます。また、米国経済や欧州経済の回復が持続し、新興国も総じて持ち直しの動きがみられ、輸出関連産業は堅調に推移したとみられます。一方、米中貿易摩擦の動向や中東・東アジア地域における地政学リスク等不安定な海外情勢が続いており、先行きは依然として不透明な状況が見込まれます。

このような状況下にあつて当社は、市場の多様なニーズへの対応力を高め、受注拡大に向けての製品の差別化や、工場の生産性を高める取組みを継続・強化してまいりました。この結果、国内では搬送機械業界、工作建機業界向けの販売が堅調に推移し、海外においても、北米、東南アジア向けの販売が増加し輸出売上が増加しました。

以上の結果、当期における売上高は3,413百万円と前期に比べ160百万円増加（前期比4.9%増加）となり、営業利益は100百万円（前期比21.5%増加）、経常利益は92百万円（前期比7.3%増加）、当期純利益は57百万円（前期比63.2%減少）となりました。当期純利益につきましては、前事業年度より法人税等調整額を計上したことにより前期比減少となっております。

〔部門別売上高および生産高〕

（単位：百万円）

部 門 別	売上高		生産高	
	金 額	構成比	金 額	構成比
伝動用ローラチェーン	2,108	61.8%	1,929	67.5%
コンベヤチェーン	539	15.8	541	18.9
スプロケット類	242	7.1	218	7.7
その他の	523	15.3	170	5.9
合 計	3,413	100.0	2,859	100.0
（うち輸出高）	(514)	(15.1)	—	—

2. 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資額は146百万円で、既存設備の更新のための投資が主であります。

3. 資金調達の状況

当期においては、長期借入による資金調達は行っておりません。

4. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	(当事業年度) 平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	3,443	3,456	3,252	3,413
経常利益 (百万円)	148	127	85	92
当期純利益 (百万円)	127	114	157	57
1株当たり当期純利益(円)	8.73	7.84	10.77	3.96
総 資 産 (百万円)	3,505	3,509	3,514	3,466
純 資 産 (百万円)	1,137	1,183	1,366	1,411

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

5. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境につきましては、国内景気が緩やかに回復していくとみられますが、世界経済の情勢不安等で日本経済の先行きは依然として厳しい状況が続くと思われます。このような状況の下でも継続して利益を確保できる体質にまいります。

伝動機器部門におきましては、既存製品のメインである伝動用ローラチェーンの更なる高品質化に取組み商品の差別化を図るとともに、多品種、小ロットの生産体制を改良・構築し各種機械産業へのシェアアップを図ります。さらに、中国販売子会社を通して、中国製チェーンの取扱いを拡大し価格競争にも対応してまいります。

金属射出成形部門におきましては、既存の自動車・医療機器・精密機器分野からの安定した受注量を確保するため、また、新しい分野開拓のため、より積極的な営業活動を進めてまいります。

これらの他、生産性向上の取組みによるコストの削減、有利子負債の削減のため棚卸資産の圧縮を継続的に推し進めてまいります。

以上のような施策で業績の向上に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

6. 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	資本金 (千円)	出資 比率	主要な事業内容
徳清澳喜睦链条有限公司	5,873	100.0	各種伝動用ローラチェーンの販売

7. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は以下の製品の製造および販売を行っております。

各種伝動用ローラチェーン

各種搬送用コンベヤチェーン

同上用のスプロケットおよびその他の機器類

精密機械器具関連部品

8. 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

本 社 ・ 工 場 石 川 県 白 山 市

東 京 営 業 所 東 京 都 墨 田 区

名 古 屋 営 業 所 名 古 屋 市 熱 田 区

大 阪 営 業 所 大 阪 市 西 区

広 島 営 業 所 広 島 市 安 佐 南 区

金 沢 営 業 所 石 川 県 白 山 市

9. 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
168 名	1 名減	42.2 歳	13.3 年

（注）使用人数には、パートタイマーおよびアルバイトは含めておりません。

10. 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高	
株 式 会 社 北 陸 銀 行	490	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100	
農 林 中 央 金 庫	74	
株式会社日本政策金融公庫	68	
株式会社商工組合中央金庫	39	

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 25,000,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 14,672,333 株 |
| うち自己株式 | 54,642 株 |
| 3. 株 主 数 | 1,763 名 |
| 4. 大 株 主（上位 10 名） | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
オリエンタルチエン取引先持株会	2,004	13.70
第一生命保険株式会社	1,305	8.92
株式会社北陸銀行	700	4.78
樋口信夫	663	4.54
日本証券金融株式会社	563	3.85
宝天大同	338	2.31
オリエンタルチエン社員持株会	295	2.02
荒井忍	249	1.70
株式会社 S B I 証券	239	1.63
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	153	1.04

（注）持株比率は自己株式（54,642 株）を控除して算出し、小数点第 3 位以下は切り捨てしております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 武	徳清澳喜睦链条有限公司董事長
取 締 役	澤 守 忠	生産技術部長兼成形部長
取 締 役	伊 藤 克 之	営業部長
常 勤 監 査 役	種 本 篤 博	
監 査 役	樋 口 信 夫	樋口公認会計士事務所所長
監 査 役	米 本 光 男	株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長 船井電機株式会社社外取締役
監 査 役	田 中 祥 介	ヒック貿易株式会社代表取締役社長

- （注）1. 監査役 樋口信夫氏および米本光男氏は、社外監査役であります。なお、当社は米本光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 樋口信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成 29 年 6 月 29 日開催の第 98 回定時株主総会終結の時をもって、取締役 長谷川紘之氏および中島義雄氏は任期満了により退任いたしました。

２．取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	５名 (２名)	24,682 千円 (3,406 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	４名 (２名)	15,673 千円 (7,200 千円)
合 計 (うち社外役員)	９名 (４名)	40,355 千円 (10,606 千円)

- (注) １．上記には、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 98 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 2 名（うち社外取締役 2 名）が含まれております。当事業年度末の取締役は 3 名、監査役は 4 名（うち社外監査役 2 名）であります。
- ２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役 2 名の使用人分給与は含まれておりません。
- ３．取締役の報酬限度額は、昭和 63 年 9 月 28 日開催の第 69 回定時株主総会において、年額 70 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいております。
- ４．監査役の報酬限度額は、昭和 63 年 9 月 28 日開催の第 69 回定時株主総会において、年額 25 百万円以内とすることをご承認いただいております。

３．社外役員に関する事項

（１）重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・監査役 樋口信夫氏は、樋口公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 米本光男氏は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長および船井電機株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

（２）当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	樋口 信夫	当事業年度に開催した取締役会 11 回のうち 8 回に、監査役会 11 回のうち 8 回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	米本 光男	当事業年度に開催した取締役会 11 回のうち 10 回に、監査役会 11 回のうち 10 回に出席し、企業経営者としての豊富な経験および知見から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催の他、会社法第 370 条および当社定款第 24 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 1 回ありました。

（３）社外取締役を置くことが相当でない理由

前回改選期において全ての社外取締役が退任することとなり、新たな社外取締役候補者の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

このたび、適任の社外取締役候補者を確保することができましたので、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月

29 日開催の第 99 回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、これに伴い、社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程することとしました。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約上、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分することができないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制および方針に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。
- ②その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。

- ③法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口および社外の窓口(弁護士)に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態で維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役からの指示の実行性の確保に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役または使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。当社は、当該報告をしたことを理由として、報告をした者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを取締役および使用人に周知徹底する。
- (7) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備および運用状況について、継続的に確認し調査を実施しており、その内容を取締役会に報告しております。確認された問題点につきましては、社内規定、業務フローの見直し等是正措置を行い、内部統制の実効性を向上させるように努めております。また、当社の取締役および幹部社員をメンバーとする会議を毎月1回開催し、月次業績の報告を行うとともに、経営上のリスクについても検討しております。

また、内部監査室は独立した観点から内部監査基本計画に基づき年4回の内部統制監査を実施しており、法令・定款および社内規定に違反している事項がないかを検証しております。監査役も監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換を行い情報交換等を行うことで、業務の執行状況やコンプライアンスについて確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針としては、株主の皆様に対する利益配分を最重要課題と認識し、会社発展のための企業強化に備える内部留保を勘案しつつ、経営状況に応じた利益配分を行ってまいります。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきますことといたしました。業績は着実に改善してきております。

早期に配当できるように、今後も全社を挙げて一層取組みを強化いたします。

〔ご参考〕本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,274,644	流動負債	1,538,792
現金及び預金	323,176	支払手形	490,610
受取手形	461,763	買掛金	175,403
電子記録債権	191,656	短期借入金	425,000
売掛金	508,508	1年内償還予定の社債	30,400
商品及び製品	169,880	1年内返済予定の長期借入金	181,690
仕掛品	346,424	未払金	95,737
原材料	195,460	未払費用	29,190
貯蔵品	28,381	未払法人税等	26,379
前払費用	19,669	前受金	1,608
未収入金	6,035	預り金	21,156
繰延税金資産	15,848	賞与引当金	37,453
その他の流動資産	8,099	設備関係支払手形	24,163
貸倒引当金	△260		
固定資産	1,191,953	固定負債	516,487
有形固定資産	826,556	長期借入金	166,902
建物	159,732	退職給付引当金	312,390
構築物	3,398	役員退職慰労引当金	37,194
機械及び装置	339,919		
車両運搬具	3,803		
工具、器具及び備品	10,850	負債合計	2,055,280
土地	246,442	(純資産の部)	
建設仮勘定	62,410	株主資本	1,401,964
無形固定資産	11,475	資本金	1,066,950
電話加入権	1,914	資本剰余金	168,230
ソフトウェア	9,561	資本準備金	168,230
投資その他の資産	353,921	利益剰余金	172,600
投資有価証券	133,199	利益準備金	4,393
関係会社出資金	5,873	その他利益剰余金	168,207
従業員長期貸付金	1,909	繰越利益剰余金	168,207
長期前払費用	217	自己株式	△5,816
繰延税金資産	90,478	評価・換算差額等	9,353
その他の投資資産	122,713	その他有価証券評価差額金	9,353
貸倒引当金	△469	純資産合計	1,411,317
資産合計	3,466,597	負債純資産合計	3,466,597

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		3,413,296
売 上 原 価		2,819,575
売 上 総 利 益		593,721
販売費及び一般管理費		493,494
営 業 利 益		100,226
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	108	
受 取 配 当 金	3,052	
その他の営業外収益	8,009	11,171
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,241	
その他の営業外費用	6,849	19,091
経 常 利 益		92,306
特 別 利 益		
固定資産売却益	119	119
特 別 損 失		
固定資産廃棄損	399	399
税引前当期純利益		92,027
法人税、住民税及び事業税	38,907	
法人税等調整額	△4,835	34,072
当 期 純 利 益		57,954

株主資本等変動計算書

〔 平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他 利 益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1, 066, 950	168, 230	4, 393	110, 252	△5, 631	1, 344, 194
当期変動額						
当期純利益				57, 954		57, 954
自己株式の取得					△185	△185
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	57, 954	△185	57, 769
当期末残高	1, 066, 950	168, 230	4, 393	168, 207	△5, 816	1, 401, 964

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当期首残高	21, 852	21, 852	1, 366, 047
当期変動額			
当期純利益			57, 954
自己株式の取得			△185
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△12, 499	△12, 499	△12, 499
当期変動額合計	△12, 499	△12, 499	45, 269
当期末残高	9, 353	9, 353	1, 411, 317

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

関係会社出資金

原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準 および評価方法

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および
破産更生債権等

財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち当期の費用とすべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成24年6月に役員報酬制度を見直し、平成24年7月以降、新規の積立てを停止しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約取引

b. ヘッジ対象

外貨建金銭債権および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の一部について、為替変動リスクを回避する目的で実需原則に基づき成約時に為替予約取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性の評価

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) その他

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は、125,717 千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,774,945 千円
2. 担保に供している資産	
建物	154,963 千円
構築物	3,368 千円
機械及び装置	339,687 千円
土地	237,525 千円
有形固定資産計	735,545 千円
上記に対応する債務	
短期借入金	300,000 千円
長期借入金	214,670 千円
(うち一年以内の返済予定額)	109,592 千円)
3. 受取手形譲渡高および営業外受取手形割引高	
受取手形譲渡高	5,500 千円
営業外手形割引高	22,870 千円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債務	81 千円
5. 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。	
受取手形	33,435 千円
電子記録債権	2,798 千円
支払手形	115,318 千円
設備関係支払手形	4,287 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	支払手数料
	12,281 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式および自己株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期 首株式数(株)	当事業年度増 加株式数(株)	当事業年度減 少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	14,672,333	—	—	14,672,333
自己株式 普通株式 (注)	53,111	1,531	—	54,642

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	19,692 千円
退職給付引当金	95,154 千円
役員退職慰労引当金	11,329 千円
たな卸資産評価損	32,720 千円
賞与引当金	11,408 千円
その他	19,268 千円
繰延税金資産小計	189,572 千円
評価性引当額	△78,570 千円
繰延税金資産合計	111,002 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,675 千円
繰延税金負債合計	△4,675 千円

繰延税金資産の純額	106,326 千円
-----------	------------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	323,176	323,176	—
(2) 受取手形	461,763	461,763	—
(3) 電子記録債権	191,656	191,656	—
(4) 売掛金	508,508	508,508	—
(5) 投資有価証券	130,468	130,468	—
資産計	1,615,572	1,615,572	
(1) 支払手形及び買掛金(*1)	690,176	690,176	—
(2) 短期借入金	425,000	425,000	—
(3) 社債(*2)	30,400	30,552	152
(4) 長期借入金(*3)	348,592	349,123	531
負債計	1,494,169	1,494,853	683

(*1) 設備関係支払手形を含んでおります。

(*2) 1 年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

株式については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

当社の発行する社債の時価については、元利金の合計額を当該残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額 2,731 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。
関係会社出資金（貸借対照表計上額 5,873 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
176,965	259,500

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、「不動産鑑定評価書」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 96 円 55 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3 円 96 銭 |

重要な後発事象に関する注記

(株式併合および単元株式数の変更)

1. 株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100

株に変更するとともに、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 株式併合の方法・割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

14,672,333 株

株式併合により減少する株式数

13,205,100 株

株式併合後の発行済株式総数

1,467,233 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

3. 単元株式数の変更内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

4. 日程

取締役会決議 平成 30 年 5 月 15 日

定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 29 日

株式併合および単元株式数の変更 平成 30 年 10 月 1 日

5. 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における 1 株当たり情報は、以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額 965.49 円

1 株当たり当期純利益 39.65 円

〔ご参考〕貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

オリエンタルチェン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笠間 智樹 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 敏裕 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタルチェン工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 99 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 30 日

オリエンタルチエン工業株式会社	監査役会
常勤監査役 種本 篤博	㊞
社外監査役 樋口 信夫	㊞
社外監査役 米本 光男	㊞
監 査 役 田中 祥介	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成30年5月15日開催の取締役会において、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議し、これに伴い、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式の総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成30年10月1日

4. 上記3の日における発行可能株式総数

2,500,000株

5. その他

本株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するとともに、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等について変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の調整、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）以外の変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） 第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> （4）<u>会計監査人</u> 第5条（条文省略） 第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式数は、<u>2,500万株</u>とする。 第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 第8条～第10条（条文省略） 第3章 株主総会 第11条～第14条（条文省略） 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） 第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （<u>削 除</u>） （3）<u>会計監査人</u> 第5条（現行どおり） 第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式<u>総数</u>は、<u>250万株</u>とする。 第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 第8条～第10条（現行どおり） 第3章 株主総会 第11条～第14条（現行どおり） 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および<u>連結計算書類</u>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
第 16 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 17 条（条文省略） 第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条（員数） 当会社の取締役は、15 名以内とする。 （新 設） 第 19 条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 第 20 条（任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 （新 設）	第 16 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. （現行どおり） 第 17 条（現行どおり） 第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条（員数） 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、15 名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> 第 19 条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 第 20 条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 21 条 (条文省略) 第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条～第 25 条 (条文省略) (新 設) 第 26 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第 21 条 (現行どおり) 第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (現行どおり) 第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条～第 25 条 (現行どおり) 第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>第27条 (員数)</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削 除)
<u>第28条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>第29条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u>	(削 除)
<u>第30条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>第31条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>第32条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>第33条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	第28条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	第29条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
第6章 計算	第6章 計算
第34条～第37条 (条文省略)	第30条～第33条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	第1条 第6条 (発行可能株式総数) および第7条 (単元株式数) の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員 (3名) は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役 (監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。) 3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	にしむら たけし 西村 武 (昭和14年11月15日生)	昭和37年3月 当社 入社 昭和58年6月 当社 管理部長 昭和58年9月 当社 取締役管理部長 平成2年9月 当社 常務取締役 平成9年6月 当社 専務取締役 平成14年6月 当社 代表取締役社長(現任) 平成24年2月 徳清澳喜睦链条有限公司董事長(現任) 平成24年3月 セー万年筆株式会社 社外監査役	129,184 株
2	さわもり ただす 澤守 忠 (昭和38年3月16日生)	平成4年5月 当社 入社 平成16年7月 当社 開発部長 平成20年4月 当社 成形部長 平成24年3月 当社 生産技術部長兼成形部長 平成24年6月 当社 取締役生産技術部長兼成形部長(現任)	9,628 株
3	いとう かつゆき 伊藤 克之 (昭和43年10月19日生)	平成3年4月 当社 入社 平成17年4月 当社 営業部名古屋営業所長 平成24年6月 当社 取締役営業部長兼営業部名古屋営業所長 平成28年12月 当社 取締役営業部長(現任)	7,628 株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	※ たねもと あつひろ 種本 篤博 (昭和20年1月21日生)	昭和42年3月 当社 入社 平成3年11月 当社 技術部品質保証課長 平成10年4月 当社 品質保証部長 平成16年7月 当社 改善推進室長 平成20年6月 当社 常勤監査役(現任)	31,874 株
2	※ よねもと みつお 米本 光男 (昭和14年3月18日生)	平成7年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長(現任) 平成10年9月 船井電機株式会社社外取締役(現任) 平成21年3月 セー万年筆株式会社社外取締役 平成24年6月 当社 監査役(現任)	—
3	※ たなか よしゆき 田中 祥介 (昭和22年11月7日生)	昭和41年3月 当社 入社 昭和59年8月 ヒック貿易株式会社 入社 平成11年4月 ヒック貿易株式会社取締役営業部長 平成15年4月 ヒック貿易株式会社代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社 監査役(現任)	—

4	※ うめばやし くひこ 梅 林 邦 彦 (昭和28年1月17日生)	昭和53年10月 監査法人日本橋事務所入所 昭和57年3月 公認会計士登録 平成12年8月 監査法人日本橋事務所代表社員(現任) 平成19年9月 監査法人日本橋事務所統括代表社員(現任)	—
---	--	--	---

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者の田中祥介氏は、当社の取引先であるヒック貿易株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社からチェーン部品を継続的に購入しておりますが、当該取引額は年間総仕入額の1%未満であります。その他の各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 米本光男氏、田中祥介氏および梅林邦彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき、上記3氏を独立役員として同証券取引所に届け出ております。
4. 米本光男氏は、当社における監査役経験ならびに企業経営者としての豊富な経験および幅広い知見を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 田中祥介氏は、当社における監査役経験ならびに代表取締役としての企業統括経験に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に当社の使用人であったことがあります。
6. 梅林邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見および豊富な経験を有し、監査等委員として客観的立場から有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- 同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

現在の取締役の報酬額につきましては、昭和63年9月28日開催の第69回定時株主総会において、年額70百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額70百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつにつきましてご承認をお願いするものであります。なお、この報酬額には、使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額 25 百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきましてご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

第 99 回定時株主総会会場案内図

会場 石川県白山市宮永市町 485 番地

当 本 社 会 議 室

電話 (076) 276-1155 (代表)



ORIENTAL CHAIN MFG.CO.,LTD.